○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月二十八日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　伊奈港西防波堤灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（伊奈港西防波堤外端）

北緯　三四―三三―二八

東経　一二九―一八―四九

廃止年月日　令和八年十月一日

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月二十八日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　鹿島液化ガス共同備蓄基地シーバース灯

位置

所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の南南東方約三・四キロメートル）

北緯　三五―五五―三五

東経　一四〇―四二―二四

変更した事項

一　附属施設　副灯四個

(一)　灯質　モールス符号Ｕ（・―）毎一〇秒に白光一

(二)　光度　実効光度一四〇カンデラ

(三)　光達距離　五・五海里

(四)　設置場所及び高さ

(五)　記事　副灯四個は、本灯に同期している。

二　鹿島液化ガス共同備蓄株式会社管理

変更年月日　令和六年四月一日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十七灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の南東方約五三〇メートル

北緯　三四―二五―一八

東経　一三五―一七―〇四

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　令和八年九月十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十八灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約八二〇メートル

北緯　三四―二五―一九

東経　一三五―一七―〇四

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　令和八年九月十日

名称　草垣島灯台

位置

所在地　鹿児島県南さつま市（草垣島）

北緯　三〇―五一―四二

東経　一二九―二七―五二

変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・〇海里

変更年月日　令和八年九月十五日

記事　一時変更

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十三灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の南東方約二三〇メートル

北緯　三四―二五―二五

東経　一三五―一六―五五

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル

変更年月日　令和八年九月十六日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十四灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約五二〇メートル

北緯　三四―二五―二五

東経　一三五―一六―五六

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル

変更年月日　令和八年九月十六日

名称　川白港新西防波堤灯台

位置

所在地　北海道古宇郡神恵内村（川白港新西防波堤外端）

北緯　四三―一三―〇一

東経　一四〇―一九―三八

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・三メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　西浦港足保一号防波堤灯台

位置

所在地　静岡県沼津市（西浦港足保一号防波堤外端）

北緯　三五―〇一―〇八

東経　一三八―五〇―一七

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光

光度　実効光度二七カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　小浜港西防波堤灯台

位置

所在地　福井県小浜港（西防波堤外端）

北緯　三五―三〇―〇三

東経　一三五―四四―〇三

変更した事項　灯質　群せん赤光　毎一二秒に三せん光

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　出雲日御碕サカグリ照射灯

位置

所在地　島根県出雲市（日御碕）

北緯　三五―二六―〇三

東経　一三二―三七―四七

変更した事項　光度　三、七〇〇、〇〇〇カンデラ

変更年月日　令和八年九月二十五日

名称　美々津港灯台

位置

所在地　宮崎県日向市（七ツ瀞）

北緯　三二―一九―二九

東経　一三一―三七―二一

変更した事項　灯質　単せん白光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度四二〇カンデラ

変更年月日　令和八年九月二十五日

名称　鵜石鼻灯台

位置

所在地　岡山県備前市（鹿久居島鵜石鼻）

北緯　三四―四二―一三

東経　一三四―二〇―三〇

変更した事項　灯質　群せん白光　毎一四秒に三せん光

光度　実効光度四二〇カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル

変更年月日　令和八年九月二十九日